

資料1 これまでの審議経過と今後の審議の進め方について

委員会名称	各河川の基本理念の検討	ガイドラインの検討	申請の諮問に対する審議	意見書の提出など	委員会運営に関する事項
第1回準備会 (H16年3月15日)	○委員会の役割について ○委員の選出について				
第2回準備会 (H16年4月11日)	○委員会の役割について ○委員の選出について				
第3回準備会 (H16年4月27日)	○委員会の名称について ○委員会の役割について				
第4回準備会 (H16年6月20日)	○今後の占用許可制度の流れ(イメージ)について ○委員会規約について				
第1回委員会 (H16年11月7日)	○各河川の現状説明① ・パワーポイント説明				委員委嘱状交付 H18.11.6まで
第2回委員会 (H16年12月15日)	○各河川の現状説明② 現地調査に向けての説明 ・歴史・改修・利用の現況 ・自然環境	○河川管理者からの説明 基本理念を具体化したものがガイドライン			
第3回委員会 (H17年1月19日)	○現地調査 現地視察、感想会				
第4回委員会 (H17年2月16日)	○望ましい河川とは① 公園事例を基にした議論				
第5回委員会 (H17年6月24日)	○望ましい河川とは② 新たな案件から見た議論				
第6回委員会 (H17年9月1日)	○望ましい河川とは③ 他の河川事例から見た議論		○審議の方向性検討 審議方法の検討 審査項目検討		
第1回作業会 (H17年9月27日)			○審査項目(案)の作成		
第7回委員会 (H17年10月14日)			○審議方法の検討・確認 審議の進め方の確認 審議表(案)の審査		
第8回委員会 (H17年11月30日)			○審議方法の決定 審議の進め方の審議 審議表の審議・決定		
第9回委員会 (H18年1月20日)			○守山市案件の審議(1) 審査案件の現地調査 河川管理者からの説明		
第10回委員会 (H18年3月3日)			○守山市案件の審議(2) 申請者からの説明		
第1回対話集会 (H18年6月24日)			○関係住民との意見交換 河川敷公園現地見学 ワークショップによる意見交換		
意見交換会 (H18年8月31日)			○守山市案件の審議(3) 申請者からの追加説明		
第11回委員会 (H18年10月3日)			○守山市案件の審議(4) 審査方法の確認 →審査表への意見記入		
調整作業会(1) (H18年10月24日)			○委員意見の調整作業会(1) →委員意見集約・まとめ		
調整作業会(2) (H18年11月24日)			○委員意見の調整作業会(2) →意見答申書(原案)作成		
第12回委員会 (H18年12月5日)			○守山市案件の報告 意見書(案)の審議 今後の審査の意見交換	H19.1.18 ◆守山市案件の意見書提出	委員委嘱状交付(8名) H20.11.6まで
第13回委員会 (H19年2月1日)	○基本理念の検討(1) 今までの審議の整理	○ガイドラインについて確認 具体的な議論を今後していく	○グライダー案件の審議(1) 河川管理者からの説明		

委員会名称	各河川の基本理念の検討	ガイドラインの検討	申請の諮問に対する審議	意見書の提出など	委員会運営に関する事項
第14回委員会 (H19年5月24日)	○基本理念の検討(2) 基本理念の検討		○グライダー案件の審議(2) 申請者からの説明		委員委嘱状交付(4名) H20.11.6まで
類似滑空場調査 (H19年6月3日)			○類似滑空場調査 大野・木曾川滑空場調査		
対話集会① (H19年7月29日)			○関係住民との意見交換① グライダー候補地現地案内 概要説明とアンケート実施		
対話集会② (H19年8月26日)			○関係住民との意見交換② 対話討論会形式 →委員会に報告		
第15回委員会 (H19年10月4日)	○基本理念の検討(3) 基本理念の決定		○グライダー案件の審議(3) 申請者からの追加説明 ○野洲川H19継続案件の進め方		
調整作業会(4) (H19年11月22日)			○委員意見の調整・まとめ グライダー審査コメントの集約		
調整作業会(5) (H19年11月27日)			○委員意見の調整・まとめ グライダー意見書の集約		
第16回委員会 (H19年12月6日)	○基本理念の検討(4) 委員意見集約版を提示		○グライダー意見書(原案)審議 ○野洲川H19継続案件の審議(1) 河川管理者説明		
第17回委員会 (H19年12月20日)			○野洲川H19継続案件の審議(2) (現地調査、占用者現地説明) ○グライダー意見書(案)審議	H19.12.27 ◆グライダー案件意見書 提出	
第18回委員会 (H20年1月17日)	○基本理念の検討(5) 委員意見集約版を踏まえた案を提示 副委員長より検討案の提出	○ガイドラインの考え方提案	○野洲川H19継続案件の審議(3) 占用者からの説明		
第19回委員会 (H20年2月21日)	○基本理念の検討(6) 基本理念・基本方針案を提示	○ガイドラインの検討(1) 素案を提示	○野洲川H19継続案件の審議(4) 占用者からの追加説明		
調整作業会(6) (H20年3月10日)			○委員意見の調整・まとめ 継続案件審査コメントの集約 継続案件意見書の集約		
第20回委員会 (H20年3月17日)	○基本理念の検討(7) 修正事項比較版を提示	○ガイドラインの検討(2) 原案を提示	○継続案件意見書(案)審議	H20.3.19 ◆継続案件意見書提出	
第21回委員会 (H20年8月26日)	○基本理念の検討(8)	○ガイドラインの検討(3) 名称、作成主体、審査表検討			
第22回委員会 (H20年10月予定)	○基本理念の検討(9)	○ガイドラインの検討(4) 審査表検討			
第23回委員会 (H20.12月予定)	○基本理念の検討(10) 最終審議	○ガイドラインの検討(5) 最終審議	○守山市案件の審議(1) (現地調査、河川管理者説明、 占用者現地説明) ○守山市案件の報告		
第24回委員会 (H21.1月予定)			○守山市案件の審議(2) 占用者からの説明	H21.1 ◆基本理念・基本方針公表 ◆ガイドライン公表	
調整作業会(7) (H21.2月予定)			○委員意見の調整・まとめ 守山市案件審査コメントの集約 守山市案件意見書の集約		
第25回委員会 (H21.3月予定)			○守山市案件意見書(案)審議	H21.3 ◆守山市案件意見書提出	
第26回委員会 (H21.5月予定)			○野洲川ふれあい広場審議(1)		
第27回委員会 (H21.7月予定)			○野洲川ふれあい広場審議(2)		
調整作業会(8) (H21.8月予定)			○委員意見の調整・まとめ ふれあい広場審査コメントの集約 ふれあい広場案件意見書の集約		
第28回委員会 (H21.9月予定)			○ふれあい広場意見書(案)審議	H21.9 ◆ふれあい広場意見書提出	



資料3 第20回河川保全利用委員会審議事項の整理表

審議事項	第20回河川保全利用委員会(H20.3.17)審議内容 (主な委員意見、決定した事項及び継続して検討する事項)	第20回委員会での審議結果	第21回河川保全利用委員会 審議内容	第21回委員会 配布資料
1)第19回委員会の 整理事項	●「資料2 第19回河川保全利用委員会審議事項の整理表」の審議事項を確認し、承認した。	-	-	-
2)占用許可申請に 対する意見書(案) について	●平成20年3月10日に開催した第6回調整作業会の報告(「資料3 第6回河川保全利用委員会調整作業会記録」)及び意見書(案)(資料4-1~4-3)の説明を行った後、意見書(案)について審議を行った。 ・自然化を行う施設名を明記すべき。 ・自然化とは舗装部分を非舗装化することで、自然に近づけることを言う。 ・守山市・野洲市・栗東市で話し合いの場を設けて、施設の共有による縮小・廃止の検討をしてほしい。 ・申請者へ、「これからの河川のあり方」について提示できるようにすべき。	・意見書の最終調整は日程の面で委員会を開くことが困難であることから、委員長へ一任とする。 ・平成20年3月19付けで河川管理者へ意見書を提出	-	-
3)基本理念について	●「資料5 基本理念・基本方針について(修正事項比較版)」を説明し、審議を行った。 ・委員意見を反映させて基本理念・基本方針を修正した。 ・第19回委員会資料と比較した表を作成して変更点を説明した。  ・文章の書き方をもう少し見直して練る必要がある。 ・基本理念は今回で決定しなくてもよい状況なので、委員会で1~2回検討を行う。	・しっかりと検討するために、次回以降もう少し議論を行う。	・基本理念・基本方針の審議をお願いする。	資料3 基本理念と基本方針に係るこれまでの検討経過 資料4 基本理念と基本方針について
4)委員会審査表について	●「資料6 野洲川立入河川公園・野洲川河川公園・野洲川運動公園審査表」を説明し、審議を行った。 ・A22、C16、D16の3点について委員意見を反映して修正した。  ・項目は固まってきたので、文章を長くてもいいから丁寧に記載すべき。そうすればスムーズに審査が進む。 ・審査表を公表して、申請者が「こういう視点で審査される」ということを理解してもらうことが大事。	・A22、C16、D16の追加修正部分は再度検討を行う。	・A22、C16、D16の追加修正部分について再度検討をお願いする。	資料6 審査表について
5)ガイドラインについて	●「資料7 河川敷占用許可審査のガイドライン(原案)」の構成内容を説明し、審議を行った。 ・第19回委員会での委員意見を盛り込んで修正した。 ・別冊で事例集を追加した。  ・審査の流れと判断基準を盛り込んでおり、内容的にはこれでよい。 ・名称について違和感がある。(指針、ガイドライン、マニュアル)	・名称を検討し、細かい文言について意見があれば提出願う。	・名称について議論を行う。 ・ガイドライン作成主体(規約上は河川管理者)について、河川管理者とするか委員会とするか議論を行う。	資料5 ガイドラインについて
6)今後の委員会審査について	●ガイドライン制定後の、「委員会審査の流れ」を4つの比較案で説明。  ・審査は委員会で行う必要があり、現状では1案が妥当。2案~4案では委員会規約の変更が必要となる。 ・もう少し具体的な案であれば判断が容易となる。	・具体案を示し、再度検討を行う。	・再度提案する案により審議をお願いする。	資料7 ガイドライン制定後の委員会審査について
一般傍聴者からの 意見聴取	●一般傍聴者からの意見は無し。	-	-	-

・基本理念策定は規約内の「委員会の役割」に基づきます。

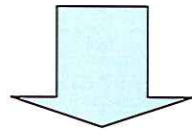
(委員会の役割)

第3条 委員会は、以下に掲げる項目に関して検討し、河川管理者に意見の提案及び助言する。

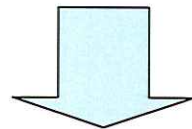
- (1) 国土交通省近畿地方整備局琵琶湖河川事務所（以下、「事務所」という）が管理をしている各河川における主として河川に対する保全及び利用の基本理念
- (2) 基本理念に基づいて事務所が作成する「申請のガイドライン」
- (3) 河川における公園などの面的占用における許可申請説明書に関する事務所からの諮問
- (4) その他、委員会が必要と認めた河川に係る保全、利用などに関すること

・これまでの基本理念に関する検討状況について

H16.12.15 第2回委員会にて基本理念策定の流れを審議

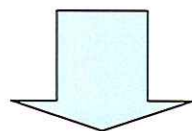


H17.2.16 第4回委員会にて淀川水系流域委員会での考え方を参考に方向性を確認して進めることとなる

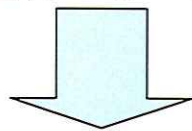


H17.6.24 第5回委員会にて野洲川の占用施設の状況説明と審査サンプル事例としてグライダー案件の説明

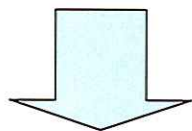




H17.9.1 第6回委員会にて審査事例の検討をする中で、基本理念が浮かび上がってくるので審査を行いながら基本理念を考えていくこととする。



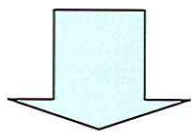
H17.11.30～H18.12.5 第8回委員会～第12回委員会まで守山市の公園占用案件を審議



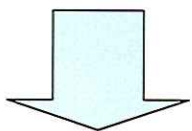
H19.12.1 第13回委員会にて「基本理念の整理」として審議

※主な意見

- ・「川でなければできない利用」の意味は、利用をできるだけ縮小していく方向の意味なので、「整備する」などの部分は利用をするために整備するという意味に取ることができるので、表現を変える。
- ・川ごとの理念を作るのではなく、川ごとは基本方針で整理する。

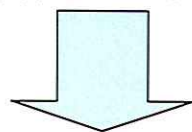


H19.5.24 第14回委員会にて基本理念についての整理を行う予定であったが、グライダー審議に時間を割いたため、次回委員会に持ち越しとなる。



H19.10.4 第15回委員会にて基本理念の案を提示

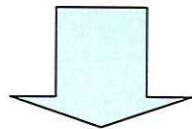
→グライダー審議による時間超過のため基本理念まで審議が及ばず



第16回委員会前に委員意見を事前聴取

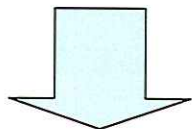
H19.12.6 第16回委員会にて委員意見集約版を提示

→意見集約版の検討を行うと公園審議時間がなくなるため次回審議となる



H20.1.17 第18回委員会にて委員意見集約版を踏まえた案を提示

→三田村副委員長より検討案が提出され、次回までに委員へ意見聴取を行うこととなる

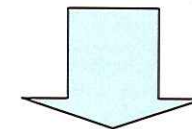


第19回委員会前に副委員長検討案について委員意見を事前聴取

H20.2.21 第19回委員会にて基本理念・基本方針案を提示

→「基本的にはこういう方向で理念、方針というのをつくっていくが、一回か二回で完成したい、ということよろしいですか。それでは、基本理念については、そういう形で進めたいと思います。」(笠委員長のまとめ)

**この時点で基本的な方向性については理解を得る**



第20回委員会前に委員意見を事前聴取

H20.3.17 第20回委員会にて修正事項比較版を提示

→次の審議案件が平成21年度であること、これまで審議案件に追われていたためしっかりと検討を行った方がよいとの意見があったことから、今年度に議論を持ち越すこととなった



資料5 「基本理念・基本方針について」(修正事項比較版)

第20回委員会で提案した「基本理念・基本方針について」	第21回委員会で提案する「基本理念・基本方針について(修正案)」	説明
<p style="text-align: center;"><b>基本理念・基本方針について(第20回委員会案)</b></p> <p>この基本理念は、琵琶湖河川事務所の所管する野洲川、瀬田川、草津川の河川敷の保全・利用に関する占用許可審査の基本理念として制定した。</p> <p>基本理念は、「川でなければできない利用、川に活かされた利用」とし、具体的な利用を示した。</p> <p>基本理念・基本方針の適用は、新規希望施設と既存継続施設を区別することなく適用することを原則とする。</p> <p><b>1. 河川敷占用許可審査の基本的な考え方</b></p> <p>河川敷占用許可審査の基本的考え方を以下に示す</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(1) 河川敷占用に係る審査の基本は、利用の基本的な理念(基本理念)と利用の基本的な方針(基本方針)に基づいて行う。</p> <p>(2) 基本理念は、淀川水系河川整備計画の趣旨とし、河川ごとではなく、琵琶湖河川全域の河川敷利用に広く適用する。</p> <p>(3) 基本方針は、河川の特性を考慮し各河川の占用区域ごとに定める。基本理念に合致しない既存施設は廃止・縮小する。</p> </div> <p>(説明)</p> <p>① 琵琶湖河川の河川敷利用に関する基本的な理念は、淀川水系河川整備計画原案に示された「河川の利用の基本」の考え方を適用する。すなわち、新河川法の趣旨である河川の自然環境の保全修復を重視した「川でなければできない利用、川に活かされた利用」の観点から、河川敷利用の是非を審査・判断する。</p> <p>② 基本方針は、占用区域の特性を考慮し、基本理念を基礎としてより汎用化・具体化して各河川の占用区域ごとに、河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)で審査を終了した「占用許可申請に対する意見書」とその審査過程を参考にして作成する。</p> <p><b>2. 河川敷利用の基本理念</b></p> <p>河川保全利用委員会が定める基本理念の「川でなければできない利用、川に活かされた利用」とは以下の内容をいう。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(1) 自然環境の保全・修復に向けた利用</p> <p>(2) 水環境学習を推進する利用</p> <p>(3) 治水・利水のあり方を理解するための利用</p> <p>(4) 自然散策等健康増進のための親水空間としての利用</p> <p>(5) 流域の景観(生態的景観を含む)と歴史・文化を損なわない利用</p> <p>(6) 自由使用と自己管理のもとでの利用</p> </div>	<p style="text-align: center;"><b>基本理念・基本方針について(第21回委員会案)</b></p> <p>この基本理念は、琵琶湖河川事務所の所管する野洲川、瀬田川、草津川の河川敷における保全及び利用に関する<b>占用許可審査の基本理念</b>として制定したものである。</p> <p><b>基本理念</b>淀川水系河川整備計画案に示された淀川水系全体の河川利用に関する基本的な考えは、「川でなければできない利用、川に活かされた利用」<del>とし</del>を基本として自然環境と調和した河川の利用を促していくとしており、それを踏まえて琵琶湖河川事務所が所管する河川に共通する具体的な利用を示したものを基本理念とする。</p> <p>しかし、琵琶湖河川事務所が所管する河川はそれぞれ利用実態が異なり、個々の特性を有していることから、各河川に即した利用のあり方については、基本理念を踏まえて、基本方針として定める。なお、この基本方針は河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)(以下「河川保全利用委員会」という。)における審査が終了した占用許可施設が存する河川の占用区域ごとに定めるものとし、未だ審査を行っていない河川については審査終了後に随時定めていくものとする。</p> <p>なお、基本理念・基本方針の適用は、新規希望施設と既存継続施設を区別することなく適用することを原則とする。</p> <p><b>3. へ移動</b></p> <p><b>1. 河川敷利用の基本理念</b></p> <p>河川保全利用委員会が定める基本理念の「川でなければできない利用、川に活かされた利用」とは以下の内容をいうとおりとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(1) 自然環境の保全・修復に向けた利用</p> <p>(2) 水環境学習を推進する<b>ための</b>利用</p> <p>(3) 治水・利水のあり方を理解するための利用</p> <p>(4) 自然散策等健康増進のための親水空間としての利用</p> <p>(5) 流域の景観(生態的景観を含む)と歴史・文化を損なわない利用</p> <p>(6) 自由使用と自己管理のもとでの利用</p> </div>	<p>《第19回委員会後に、委員意見の提出を依頼し、委員意見により「基本理念・基本方針」の修正を実施して、第20回委員会にて修正案を提示し、第21回委員会にて第20回委員会修正案を再修正して提示》</p> <p>説明欄は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・赤字は委員意見を反映して修正した内容</li> <li>・青字は事務局による修正(文言修正、内容補足等)</li> </ul> <p>である。</p> <p><b>【修正箇所1】</b></p> <p>基本理念、基本方針、許可審査の基本的な考え方の記載方法や順番を見直す必要があるとの委員意見を受けて、許可審査の基本的な考え方を3.へ移動し、基本理念、基本方針をそれぞれ1.、2.へ繰り上げ、説明を加えた表現とした</p> <p><b>【修正箇所2 1.4段落目】</b></p> <p>語句、文言の修正</p> <p><b>【修正箇所3 基本理念】</b></p> <p>文言の修正</p> <p><b>【修正箇所4 基本理念(2)】</b></p> <p>委員意見を反映</p>

第20回委員会で提案した「基本理念・基本方針について」	第21回委員会で提案する「基本理念・基本方針について（修正案）」	説明
<p>3. 河川敷利用の基本方針</p> <p>河川保全利用委員会が定める方針は下記の6項目を基本とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(1) 河川の環境・治水・利水をふまえた利用とする。</p> <p>(2) だれもが河川とふれあえる利用とする。</p> <p>(3) 利用施設は、洪水時における治水上の安全と、利用時における利用者の安全を配慮したものでなければならない。</p> <p>(4) 利用施設の整備および整備工事は、自然環境の保全の視点から整備の範囲を必要最小限とし、復元・廃棄の容易な工夫をする。</p> <p>(5) 利用が競合する場合は、関係住民間で合意形成を図るものとする。</p> </div> <p>なお、占用許可に係る審査が終了した河川の占用区域に対しては、占用区域の特性を考慮した基本方針を見直す。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(A) 審査が終了した野洲川小浜河川公園、川田河川公園、改修記念公園のそれぞれは、河川の保全・修復を前提とし、歴史・文化と流域自治体の諸施策との整合性を図るものとする。</p> </div> <p>(付記)</p> <p>① 既存の河川敷利用は、住民等から存続の要望があることを考慮し、基本理念に合致しない場合においても、当面の間は自然環境への影響が軽微な利用に限りこれを認めるが、利用方法の改善や、利用の縮小・廃止を目指すものとする。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>2. 河川敷利用の基本方針</p> <p>河川保全利用委員会が定める基本方針は下記の4,5項目を基本と<del>する</del>して、別途古川区域ごとに利用実態や特性を考慮して定める。なお、その定め方は、河川保全利用委員会で審査を終了した「占用許可申請に対する意見書」とその審査過程を参考として作成することとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(1) 河川の環境・治水・利水をふまえた利用とする。</p> <p>(2) だれもが河川とふれあえる利用とする。</p> <p>(3) 利用施設は、洪水時における治水上の安全と、利用時における利用者の安全を配慮したものでなければならない。</p> <p>(4) 利用施設の整備<del>および整備工事は</del>、自然環境の保全の視点から整備の範囲を必要最小限とし、<del>自然環境の復元と整備資材の廃棄の</del>容易な工夫をする。</p> <p>(5) 利用が競合する場合は、関係住民間で合意形成を図るものとする。</p> </div> <p><del>なお、占用許可に係る審査が終了した河川の占用区域に対しては、占用区域の特性を考慮した基本方針を見直す。</del></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><del>(A) 審査が終了した野洲川小浜河川公園、川田河川公園、改修記念公園のそれぞれは、河川の保全・修復を前提とし、歴史・文化と流域自治体の諸施策との整合性を図るものとする。</del></p> </div> <p><del>(付記)</del></p> <p><del>① 既存の河川敷利用は、住民等から存続の要望があることを考慮し、基本理念に合致しない場合においても、当面の間は自然環境への影響が軽微な利用に限りこれを認めるが、利用方法の改善や、利用の縮小・廃止を目指すものとする。</del></p> <p>3. 河川敷占用許可審査の基本的な考え方</p> <p>河川敷占用許可審査の基本的考え方を以下に示す</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(1) 河川敷占用に係る審査の基本は、利用の基本的な理念（基本理念）と利用の基本的な方針（基本方針）に基づいて行う。</p> <p>(2) 基本理念は、<del>淀川水系河川整備計画の趣旨とし、</del>河川ごとではなく、琵琶湖河川事務所所轄河川全域の河川敷利用に広く適用する。</p> <p>(3) <del>基本方針は、河川の特性を考慮し各河川の占用区域ごとに定める。</del>基本理念及び基本方針に合致しない既存施設は廃止・縮小する。</p> </div> <p>(説明)</p> <p>④ <del>琵琶湖河川事務所所管河川の河川敷利用に関する基本的な理念はと基本方針を基に、淀川水系河川整備計画原案に示された「河川の利用の基本」の考え方を適用する。すなわち、新河川法の趣旨である河川の自然環境の保全修復を重視した「川でなければできない利用、川に活かされた利用」の観点から、河川敷利用の是非を審査・判断する。</del></p> <p>② <del>基本方針は、古川区域の特性を考慮し、基本理念を基礎としてより汎用化・具体化して各河川の古川区域ごとに、河川保全利用委員会（琵琶湖河川事務所）で審査を終了した「占用許可申請に対する意見書」とその審査過程を参考として作成する。</del></p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>【修正箇所5 誤記修正】</p> <p>【修正箇所6】 基本方針の記載方法見直しの委員意見を受けて、占用区域ごとに定める旨を占用許可審査の考え方ではなく基本方針の説明内に記載した</p> <p>【修正箇所10】 (4)内の整備工事は整備の中に含まれるとの委員意見を受けて修正</p> <p>【修正箇所11】 (4)内の復元・廃棄についてわかりやすく修正</p> <p>【修正箇所7】 基本方針の見直しはあってはならないとの委員意見を反映し、基本方針説明内にて簡略に記載</p> <p>【修正箇所8】 (A)及び(付記)については、別紙に占用区域ごとの基本方針(案)を提示することにより削除</p> <p>【修正箇所9】 (2)の記載は、委員意見を受けて修正した基本理念の説明事項を重複し、また基本理念はガイドライン内にも記載がある(「3-2」)ことから簡潔な表現とした。</p> <p>【修正箇所10】 文言の追加を行った</p> <p>【修正箇所11】 (3)の占用区域ごとの基本方針に係る記載は、2.基本方針内で記載があり重複するため削除</p> <p>【修正箇所12】 (説明)欄①は許可審査の基本的な考え方に関するものとして簡略化した。</p> <p>【修正箇所13】 (説明)欄②は委員意見を受けて修正した2.基本方針にて記載したため削除</p>



## 別紙 各占用区域ごとの基本方針（案）

### 野洲川川田河川公園

野洲川川田河川公園は淀川水系全体の考え方である「川でなければできない利用・川に活かされた利用」の観点からすると河川敷以外での設置及び利用が可能な施設であり、また、基本理念（２）水環境学習を推進するための利用、（４）自然散策等健康増進のための親水空間としての利用、基本方針（２）だれもが河川とふれあえる利用とする、に合致しない施設であるため規模の縮小又は堤内地で代替地を確保すべきである。

しかし、地域の要望や利用者の必要性が高い現状からすぐに対応することは難しいと思われるが、規模の縮小又は堤内地での代替地確保の検討は進めていただきたい。

ただし、占用を継続する一つの方策として、基本理念（２）及び（４）、基本方針（２）に合致する利用形態である「河川とのふれあいを目指した水辺の総合的利用が可能な施設」に変更することが考えられ、このような配慮が十分になされた場合には継続利用は可能である。

したがって、従来のスポーツ・レクリエーション中心としての利用のみではなく、環境学習や川遊びなどの川とのふれあいができる自然公園的な施設への利用形態への変更を含めて検討することが必要である。